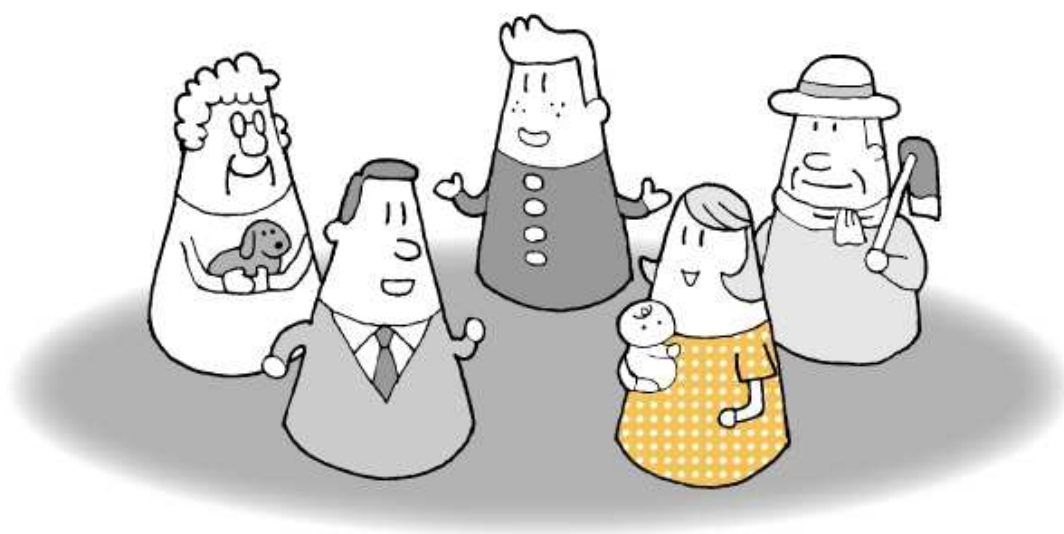


令和5年度（令和6年度～令和8年度事業実施分）

富士市市民活動支援補助金

～ 令和5年度募集要領 ～



令和5年4月

富士市

富士市市民部市民活躍・男女共同参画課
〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地

電話：0545-55-2701
ファクス：0545-55-2864
Eメール：si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp



いただきへの、はじまり 富士市

申し込んでみよう

〔応募資格〕

- ・市内に在住、在勤、在学する人が5人以上集まり、活動拠点の事務所が市内にあり、市内で活動していること。
- ・団体の定款や規約、会則等の定めがあること。
- ・その他富士市補助金等交付規則及び富士市市民活動支援補助金交付要綱に定める要件を満たす団体であること。

〔対象事業〕

市民生活が向上することが見込まれ、公益上必要性が認められる、主に富士市内で実施される事業が対象となります。

今回受付する事業年度は、令和6年度から最長で令和8年度事業分までです。

※政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動は対象外です。

※国又は他の地方公共団体から当該事業について補助金等を受ける場合は、受ける補助金等を減じた額を対象事業費とします。

〔対象期間〕

同一事業に対する補助対象期間は2期（1期最長3年間×2回）までです。

〔補助金額〕

対象事業費の1／2以内で、交付される補助金の上限額は50万円です。

〔対象となる経費〕

区 分	備 考
賃 金	事業実施のために雇用する者の賃金
報償費	講師等謝金
交通費	電車、バス代等（構成員の親睦目的の費用は除く）
消耗品及び原材料費	文具費、材料費等
印刷製本費	パンフレットの印刷代等
通信費	宅配・郵便料金等
食糧費	講師等の昼食代等 補助対象事業に必要と認められる無償で従事する者の飲食代
使用料	イベント会場使用料、器材使用料等
賃借料（借家又は借地）	事業実施に伴うものに限る。
備 品	事業実施のために必要不可欠と認められるもの （取得価格が3万円以下に限る。）
光熱水費	事業実施に伴うものに限る。
委託料	会場設営費、警備費等
その他	市長が必要と認める経費

〔対象とならない経費の例〕

- 団体運営のための経常的経費（事務所の家賃や光熱水費、団体構成員の人件費、修繕費等）
- 団体構成員の飲食や親睦に要する経費
- 補助対象事業に係る団体構成員の保険料、講座や研修会等の受講料、大会等への参加費
- 領収書等の支出の事実を確認できるものを徴することができないもの及び支払い金額が社会通念上かけ離れて高額なもの
- 事業報告書作成に係る経費

〔受付期間〕

～令和5年8月25日（金）17時15分まで（土・日、祝日を除く）（期限厳守）

※応募を希望する団体は、事前に市民活躍・男女共同参画課までご相談ください。

また、応募1か月前までに、必ず事業に関係すると思われる市の事業担当課と情報提供・情報交換等を行ってください。

市事業担当課との調整については、市民活躍・男女共同参画課にお尋ねください。

〔申込方法〕

提出書類（申込書第1号様式～3号様式及び添付書類、市民活躍・男女共同参画課窓口及び市ウェブサイトにて配布）を市民活躍・男女共同参画課まで直接ご持参ください。郵送での申込みは受け付けません。

◇市ウェブサイトトップページ→「くらしと市政」→「まちづくり」→「市民協働」
→「富士市市民活動支援補助金」

◇ 富士市市民部市民活躍・男女共同参画課（市役所3階北側）
月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：15
電話：55-2701（直通）



〔決定方法〕

富士市市民協働推進審議会市民協働事業等審査専門部会の評価結果を踏まえ、補助金の交付額及び交付期間を決定します。

※応募内容について、市と市民協働事業等審査専門部会が提出書類を基にしたヒアリングを実施します。ヒアリングは、1事業あたり25分程度とし、応募団体から最初に3分以内で概略を説明していただきます。ヒアリングは、9月中旬までの夜間の実施を予定しています。応募団体には、詳しい日程を別途ご案内します。

※日程や開催内容（ヒアリング時間等）が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

〔評価基準〕

評価項目	評価の視点
公益性・公共性	「事業の目的や内容が明確であり、広く市民に効果が及ぶことが予見され、補助することが望ましい」という視点
有効性・必要性	「社会情勢等を鑑みると必要性が高く、市民のニーズに即しており、市の施策や事業に沿っている」という視点
創造性・独創性	「団体独自の事業であって事業内容に工夫があり、多くの市民に共感を得られる」という視点
将来性・発展性	「市の活性化への貢献が期待でき、事業の発展が望め、今後の資金調達方法についても考えており、継続性がある」という視点
実現性	「団体が確実に事業を実施できる能力を有しており、具体的な成果が期待できる」という視点
妥当性	「会計処理を適切に行っており、現在行っている事業を補助金で肩代わりするものでない」という視点

基準	点数
高く評価できる	5点
評価できる	4点
普通	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

〔結果のお知らせ〕

選定結果を示した「富士市市民活動支援補助金採択（不採択）決定通知書」を2月下旬～3月上旬頃に郵送にてお知らせする予定です。

〔実績報告書の提出・市ウェブサイト上での公開〕

毎年度事業実施後に実績報告書を作成し、活動の様子が分かる画像等と共に担当課へ提出していただきます。市は、提出された実績報告書及び画像等を市ウェブサイトへ掲載します。

〔問い合わせ等〕

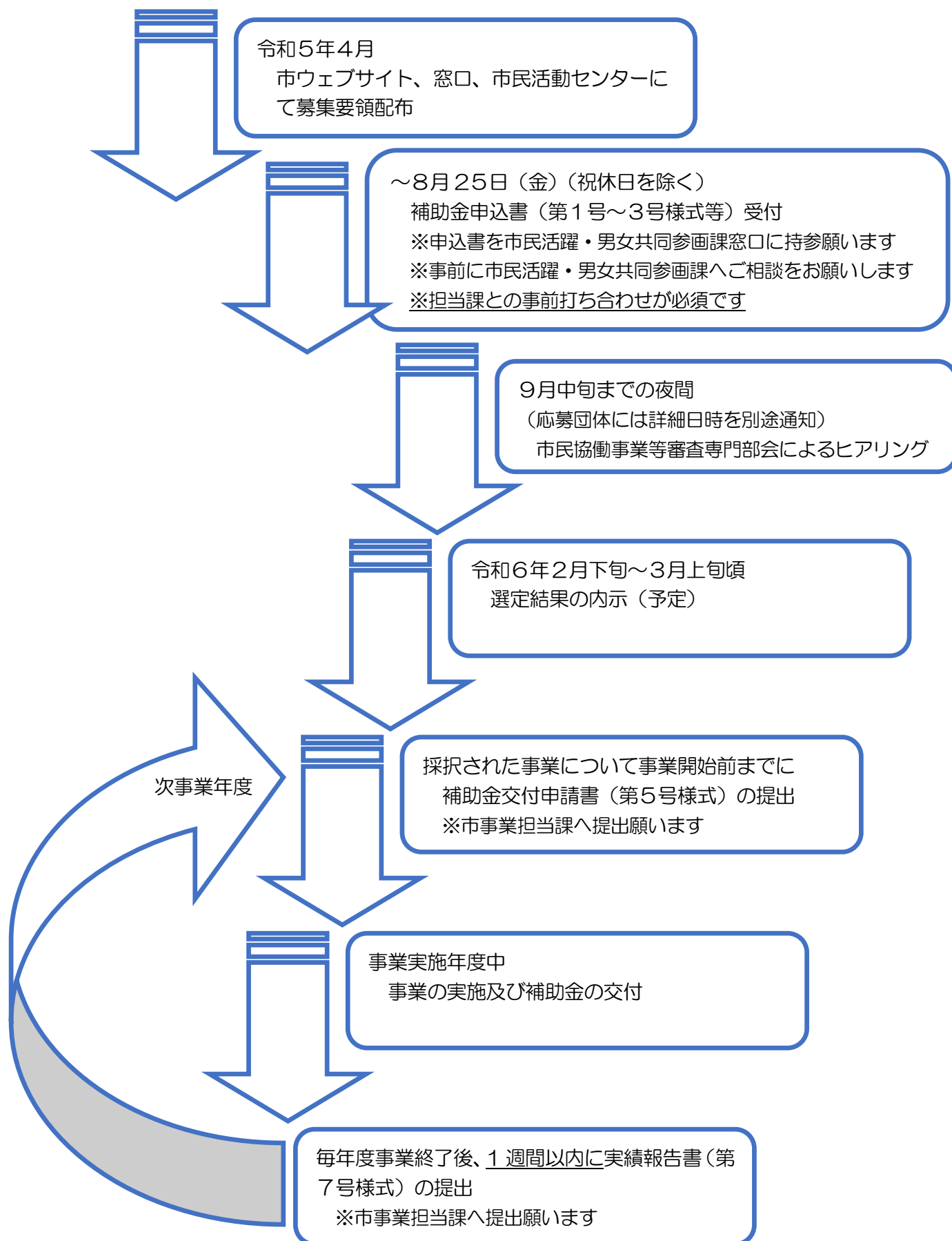
本制度応募に関するご不明な点は、下記までお問い合わせください。

富士市市民活躍・男女共同参画課市民協働担当

電話：55-2701（直通） ファクス：55-2864

メールアドレス：si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp

応募から実績報告までの流れ



※日程や開催内容（ヒアリング時間等）が変更となる場合がありますので、ご了承ください。